## さいたま市介護保険条例施行規則

## 第2章 介護認定審査会

## (合議体)

第2条 さいたま市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)に設置する 合議体(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第9条第1項に規定す る合議体をいう。以下同じ。)の数は、68以内とする。

- 2 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。ただし、介護保険法(平成9年 法律第123号。以下「法」という。)第28条第2項若しくは第3項又は第33 条第2項若しくは第3項に規定する申請の審査を行う場合は、3人又は4人とす ることができる。
- 3 合議体の会議は、合議体の長が招集し、その議長となる。
- 4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 合議体の会議は、公開しない。

(介護扶助に係る審査判定業務の受託)

第3条 認定審査会は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2の 規定による介護扶助の決定のための要介護認定及び要支援認定に係る審査判定業 務を行うことができる。

## (庶務)

第4条 認定審査会の庶務は、福祉局において処理する。